

猪名川町公告第28号

猪名川町立学校給食センター太陽光発電設備修繕工事について、別紙のとおり制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システムを利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続きについては、兵庫県電子入札共同運営システム利用規約に従って行う。

令和8年7月31日

猪名川町長 岡 本 信 司

猪名川町立学校給食センター太陽光発電設備修繕工事の制限付一般競争入札について

1 入札に付する事項

- (1) 工事番号 08猪建第04号
- (2) 工 事 名 猪名川町立学校給食センター太陽光発電設備修繕工事
- (3) 施工場所 猪名川町 北田原字寺ノ前438番地
- (4) 施工期間 令和8年12月25日限り
- (5) 工事概要 ●電気設備工事
 - パワーコンディショナ 2台
 - 気象信号集計機器 一式
 - 表示用PCセット 一式
 - 漏電遮断器（75A・125A） 各2個

2 入札参加資格

- (1) 令和7年度・令和8年度 猪名川町指名競争入札参加資格者審査申請の建設工事部門に申し込み、また審査が完了していること。
- (2) 本工事の公告時点において、兵庫県に本店あるいは支店、営業所等を有する者で同支店、営業所等において契約締結の権限を有する代理人を置いていること。
- (3) 本工事の公告時点において、猪名川町指名競争入札参加資格登録の取引希望工種に「電気」で登録されていること。
- (4) 令和7年度以前の5年間に於いて、本件と同等規模以上の工事实績があること。ただし、国・地方公共団体の発注で、元請けとして受注したものであること。
- (5) 猪名川町において指名停止を受けている期間でないこと。
- (6) 法人税又は所得税等を滞納していないこと。
- (7) 地方自治法施行令第167条の4に基づく資格制限に該当する者でないこと。
- (8) 兵庫県電子入札共同運営システムに申込期日までに猪名川町への利用者登録ができていないこと。

3 入札参加資格の申請

- (1) 本工事の入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類をPDFファイルに変換し、電子入札システムから送信し、参加申請しなければならない。
 - ア 制限付一般競争入札参加申込書（様式1）
 - イ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- ※建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）の有効期間内（契約締結予定日前1年7箇月以内の日が審査基準日）であるもの

ウ 建設業許可証明書又は通知書の写し

エ 本工事に配置予定の技術者名簿（様式2）及び資格者証の写し

オ 過去5年間に於いて本工事と同等規模以上の同種工事施工実績を証するもの（契約書や施工証明書等の写し）

カ 猪名川町暴力団排除に関する条例（平成24年条例第7号）に規定する誓約書（様式3：両面）

4 入札等の日程

① 入札参加申請期間	令和8年7月31日（月） 午前9時から 令和8年8月13日（木） 午後5時まで
② 設計図書等の閲覧	令和8年7月31日（月） 午前9時から 令和8年9月9日（水） 午後5時まで
③ 参加資格の審査結果通知	令和8年8月20日（木） 午後5時までに通知
④ 参加資格無しの理由説明請求及び回答	令和8年8月27日（木） までに書面を提出 令和8年9月3日（木） までに書面で回答
⑤ 質問の受付期間	令和8年8月21日（金） 午前9時から 令和8年8月27日（木） 午後5時まで
⑥ 質問の回答期間	令和8年8月28日（金） 午前9時から 令和8年9月3日（木） 午後5時まで
⑦ 現場説明	無
⑧ 入札書の受付	令和8年9月8日（火） 午前9時から 令和8年9月10日（木） 午前9時20分まで
⑨ 内訳書の受付	令和8年9月8日（火） 午前9時から 令和8年9月10日（木） 午前9時25分まで
⑩ 開札	令和8年9月10日（木） 午前10時30分から

5 入札参加資格の審査及び通知

- （1） 期限までに必要書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- （2） 入札参加資格者の審査は、申請期間の最終日をもって行うものとし、その結果は4に記載の日時までに電子入札システムの競争参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）により通知する。

(3) 入札参加資格がないと認められた者には、確認通知書にその理由を記載する。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、町に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合は、4に記載した日時までに書面を提出して行わなければならない。
- (3) 書面は持参又は郵送（締切日当日必着）によるものとし、理由書の返信用封筒として、表に申請者の住所及び氏名を記載し、110円切手を貼った長3号封筒を持参又は同封すること。
- (4) 説明を求められたときは、4に記載した日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。
- (5) (2)の書面の提出先は、企画総務部総務課とする。

7 契約条項を示す場所

財務規則及び猪名川町建設工事執行規則については、企画総務部総務防災課（執務時間中）及び猪名川町ホームページにて閲覧することができる。

8 設計図書等の閲覧及びダウンロード

入札に付する建設工事の工事費内訳書、図面、設計書及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧及びダウンロードは、町ホームページもしくは電子入札システムにおいてすることができる。

なお、閲覧及びダウンロードが可能な期間は設計図書の閲覧期間中とする（電子入札システムの休止時間を除く。）

9 現場説明

無

10 質疑応答

設計図書等に対する質問がある場合には、4に記載した受付期間中に、電子入札システムの説明要求画面より質問事項を入力し送信すること。回答書は4に記載した日から、電子入札システム上において閲覧する。ただし、質問の内容に入札参加者名を特定できる記載があるときは、当該質問に回答しない。

11 入札方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に該当する金額

を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること）

- (2) 入札執行回数は2回とする。
- (3) 電子入札システムに入札書が送信された後は、入札書の書換え、引換え、又は撤回することはできない。
- (4) 入札金額その他入力が必要な事項並びに入札参加者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が電子入札システムに所定の入札受付期間内に記録されていること。
- (5) 電子入札システムに記録されるべき事項が分明であること。
- (6) 電子入札に使用したICカードが、入札参加の申し込みに使用した名義人のものであること。

1 2 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合

電子入札システム上のくじ（以下「電子くじ」という。）によって落札者を決定することとし、この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、電子くじを辞退することはできない。

1 3 入札保証金

無

1 4 予定価格及び最低制限価格

予定価格 事後公表

最低制限価格 事後公表

※契約価格の適正化やダンピング対策の充実を図り、公共工事の品質向上と建設業の健全な発展、労働環境の改善等に寄与するため、令和4年4月1日以降の発注から最低制限価格の算出方法を見直しています。算出方法については猪名川町HPに掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

1 5 積算内訳書

入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書を作成のうえ、入札書の送信時に添付ファイルとして送信すること。

1 6 契約書作成の様式

町が定めた契約書によるものとし、落札者は契約書等を企画総務部総務課窓口まで受け取りに来庁

すること。

17 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出締切り日時前で、かつ入札書を送信するまでの間に限り、辞退届を送信して入札を辞退することができる。

なお、入札書提出締切り日時までに入札書の送信がなく、辞退届の送信もない入札参加者については、入札書提出締切り日時を経過したときをもって辞退届の送信があったものとみなす。

18 無効とする入札

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

19 その他

(1) 入札参加者は、兵庫県電子入札共同運営システム利用規約を熟読し、その内容を十分承知して参加すること。

(2) 落札者は、3の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

なお、病欠、死亡、退職等の極めて特別な事情であると町長が認める場合を除いて、当該配置予定技術者を変更することは認めない。

20 問い合わせ先

◆猪名川町役場 企画総務部総務防災課管財担当

TEL072-766-8708（受付時間：平日9：00～12：00、13：00～17：00）

21 電子入札システムの問い合わせ先

◆兵庫県電子入札共同運営システムヘルプデスク

TEL0120-310-084（受付時間：平日9：00～12：00、13：00～17：00）

22 契約保証金

有（契約金額の100分の10以上）

23 前払金

無

24 部分払

有（猪名川町財務規則による指定回数）

※ 契約締結後の留意事項

1. 工事施工にあたっては、建設業法で定める資格を有する者を適正に配置すること。
2. 専任の監理技術者の配置を求める工事では、営業所の専任技術者や他の工事現場との兼任はできない。
3. 建設労働者の確保及び適正な配置、賃金労働条件の改善に留意し、労働災害の防止に配慮すること。

様式 1

令和 年 月 日

猪名川町長 岡本信司 様

申込者 住 所
 商号又は名称 ⑩
 代表者氏名 _____

担当者 氏名
 TEL ()
 FAX ()
 E-mail

制限付一般競争入札参加申込書

令和 8 年 7 月 3 1 日付けで公告のあった、猪名川町立学校給食センター太陽光発電設備修繕工事に係る制限付一般競争入札に参加したく、以下の書類を添えて申し込みます。

なお、成年被後見人および被保佐人でないこと、破産者で復権を得ない者でないこと、本入札の参加資格に反するものでないこと、法人税、所得税、町税及び上下水道使用料等を滞納していないこと、並びに添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約いたします。

記

- 1 工事番号 08 猪建 第 04 号
- 2 工 事 名 猪名川町立学校給食センター太陽光発電設備修繕工事
- 3 添付書類 (※入札説明書、及び各様式に記載の注意事項に注意すること)
 - (1) 経営事項審査結果通知書・総合評定値通知書の写し
 - (2) 建設業許可証明書又は通知書 (写)
 - (3) 本工事に配置予定の技術者名簿 (様式 2) 及び資格者証 (写)
 - (4) 令和 7 年度以前の 5 年間に於いて、国・地方公共団体の元負工事で本件と同等規模以上の同工種の工事実績があることを証するもの (契約書や施工証明書等の写し)。
 - (5) 猪名川町暴力団排除に関する条例 (平成 24 年条例第 7 号) に規定する誓約書 (様式 3 : 両面)

様式 2

配置予定技術者名簿

工事番号 08 猪建 第 04 号

工 事 名 猪名川町立学校給食センター太陽光発電設備修繕工事 に係る名簿

申込者

印

氏 名	生 年 月 日	保有する国家資格	資格者証交付番号

※資格者証の写しを添付してください。

誓約書

私は、猪名川町暴力団排除に関する条例（平成24年条例第7号。以下「条例」という。）に基づき、猪名川町が契約に係る事務その他すべての事務又は事業から暴力団を利することのないような措置を講じていることを認識したうえで、下記事項について誓約します。

なお、これらの事項に反する場合、猪名川町長、猪名川町教育委員会（以下「町長等」という。）及び猪名川町が指定した指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行う一切の措置について異議申し立てを行いません。

記

- 1 次の者は猪名川町暴力団排除に関する条例施行規則第2条第2号で規定する暴力団等（以下「暴力団等」という。）ではありません。
ア 法人又は団体である場合 代表者及び全ての役員
イ 個人である場合 本人
- 2 私は、町長等との契約に係る事務その他すべての事務又は事業若しくは指定管理者の協定（以下「町長等との契約等」という。）を履行する際、暴力団等に該当する者を下請負人（一次及び二次下請負人以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）又は原材料の購入契約その他契約等の履行に関連する契約の相手方（以下「下請負人等」という。）としません。また、下請負人等が下請負契約を締結する際には、暴力団等と下請負契約をしないよう指導するとともに、下請負人等が暴力団等に該当することが明らかになった場合は、当方の責任で速やかに当該下請負人等の契約を解除し、又は契約の解除を指導します。
- 3 私は、町長等との契約等において暴力団等から不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為を受けたときは、町長等に報告するとともに、警察に届け出て捜査上必要な協力を行います。また、下請負人等に対しても同様に当該内容について指導を行います。
- 4 町長等又は指定管理者が必要と認めた場合、私（法人及び団体にあつては全ての役員）が暴力団等に該当するか確認するため、この誓約書に記載された内容及び役員等の名簿の写しを兵庫県川西警察署長に提供し、意見照会することに同意します。

年 月 日

猪名川町長 様

住所又は所在地法人又は団体名称氏名又は代表者氏名

【生年月日： 年 月 日生】

法人又は団体の場合は、裏面の役員等名簿も記入してください。

様式 3 裏面

③商業登記簿謄本の写し、その他役員名簿など同一の内容であれば任意の書式での提出も可とします。

[illegible]

工 事 費 内 訳 書

商号又は名称	
--------	--

工事番号	08猪建 第04号
工事名	猪名川町立学校給食センター太陽光発電設備修繕工事

工種等	金額(円)
(ア)直接仮設	
(イ)太陽光発電設備	
①直接工事費(ア)+(イ)	
②共通仮設費計	
③現場管理費	
④一般管理費等	
工事価格(①+②+③+④)	

※金額は税抜きで記入してください。

※工事費内訳書の工事価格は入札価格と同額になるように入力してください。

【参考数量】

工事番号 08猪建第04号

工事名称 猪名川町立学校給食センター太陽光発電設備修繕工事

工事場所 川辺郡猪名川町北田原字寺ノ前438番地

工期 令和 8年 12月 25日 限り

<工事概要>

●電気設備工事
パワーコンディショナ
気象信号集計器機器
表示用PCセット
漏電遮断器 (75A・125A)

2台
一式
一式
各2個

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費	1	式		
うち材料費	1	式		
うち労務費	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
うち建退共制度の掛金	1	式		
工事原価のうち現場労働者の 法定福利費の事業主負担額	1	式		
工事原価のうち安全衛生経費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

[illegible]

[illegible]

給食センター		発電設備		太陽光発電		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
ﾊﾞﾚｰｺﾝﾃﾞｰｼｮﾅ	単相10kw SUS製 参考：(株)GSエナジー LBSK-10-S3C	2	台			
気象信号変換箱	日射計・気温計用	1	式			
日射計・気温計		1	式			
計測機器	参考：(株)プラスシステム ZERO-T4 スタンドアロン型	1	台			
現地表示用PCセット		1	式			
液晶ディスプレイ 23.8型		1	台			
逆接続可能型 漏電遮断器	【集電箱】 過負荷・短絡・中性欠相保護 3P 75AT	2	個			
逆接続可能型 漏電遮断器	【集電箱】 過負荷・短絡・中性欠相保護 3P 125AT	1	個			
逆接続可能型 漏電遮断器	【売電用】 過負荷・短絡・中性欠相保護 3P 125AT	1	個			
ﾊﾞﾗｺﾝ取付	架台加工共	2	台			
ﾊﾞﾗｺﾝ撤去		1	式			
気象信号変換箱、 日射計・気温計 取替		1	式			
漏電遮断器撤去	【集電箱】3P 100AT×1/50AT×2 【売電用】3P 100AT×1	1	式			
発生材処理	運搬費共	1	式			
関連機器接続	計測機器・小型PC・ディスプレイ	1	式			

[illegible]

(〇 8 猪 建 第 〇 4 号)

猪名川町立学校給食センター太陽光発電設備修繕工事

現 場 説 明 書

令 和 8 年 7 月

猪 名 川 町

まちづくり部 建設課

工事名	猪名川町立学校給食センター太陽光発電設備修繕工事
-----	--------------------------

この現場説明書は、上記工事の実施に関して必要な事項を示したもので、設計図書の一部として位置付けられる。又、設計図書間における優先順位は次のとおりとする。

①質問回答書、②現場説明書、③特記仕様書、④図面、⑤標準仕様書

受注者等*は設計図書に基づき、町監督員の指示に従い適切に工事請負契約を履行するものとする。

*:受注者等とは、当該工事請負契約の受注者又は契約書の規定により専任された現場代理人をいう。

記

I. 特記事項

1. 工事実施に係る施工日・時間帯・時期の制限

(1) 現場施工の日・時間帯の制限

施工日・時間帯は、下表のとおりとする。

施工日	原則、月曜～土曜日とする。ただし、国民の祝日及び 12/29～1/3 は除く。
	上記以外の日到现场施工を行う場合は、 <u>事前に町監督員の承諾</u> を得なければならない。
施工時間帯	原則、 9:00～17:00 とする。
	上記時間帯以外の時間に現場施工を行う場合は、 <u>事前に町監督員の承諾</u> を得なければならない。ただし、次に掲げるものに限られる。
	- 騒音・振動等が軽微で周辺環境や施設利用に支障を与えないもの。 - 施設の運営管理に支障を与えないもの。
特記事項	給食配送車の支障となるレッカー等の据付けは土日作業とする。

(2) 現場施工の時期の制限

工事請負契約による工期は「契約の日から令和8年12月25日」であるが、現場施工の時期は下表に掲げる期間とする。なお、詳細工程については、施設管理者と協議し、決定する。

工 事 種 目		現場着手指定日	工事引渡日
太陽光発電設備修繕工事		—	11月30日(月)
(竣工関係図書の引渡し)		—	(契約工期末)
特記事項	- 上記期間は原則とし、受注者決定後施設管理者との協議により最終決定する。 - 受注者の責に問えない材料納期等の遅延が発生した場合、受注者との協議により発注者がその必要性を認めた場合は適宜工期の変更を行うものとする。		

2. 工事車両用駐車場

工事期間中に工事敷地の一部を工事車両用駐車場として使用することができる。ただし、場所・駐車台数等については施設管理者との協議により決定する。

3. 仮設事務所

(1) 現場事務所の設置

現場事務所の設置は、次の各項のうち☑表示したものを予定している。なお、町監督員事務所の設置については特記仕様書による。

- ☐ プレハブ事務所を設置する。
- ☐ 工事建物の一部を借用(無償)し設置する。
- ☒ 設置を求めない。

4. 入札図書

町が提供する設計図書は下表のとおり。

現場説明書(表紙を含む)	全	8頁	電子データによる
設計図(表紙、仕様書を含む)	全	5頁	電子データによる
数量明細書(表紙を含む)	全	9頁	電子データによる

5. 町監督員等の通知及び事務連絡先

(1) 町監督員等

町監督員の配置については、契約締結後に書面にて通知する。

Ⅱ．一般事項

1．事務手続きについて

本工事に係る事務手続きは、猪名川町が定める「建設工事受注者事務手続要領（以下「事務手続要領」という。）に基づき適切に処理するものとする。なお、事務手続要領は本町ホームページで閲覧・ダウンロードすることができる。

【猪名川町ホームページ】

ホーム > しごと・産業 > 公共工事・設計委託 > 建設工事受注者事務手続要領

https://www.town.inagawa.lg.jp/shigoto_sangyo/koukyoukoujisekkeiitaku/5514.html

2．設計図書・工事場所等の確認

現場代理人及び主任技術者（又は監理技術者）が専任された日から5日以内（町役場閉庁日を除く）に町監督員、現場代理人及び主任技術者（又は監理技術者）の三者による会議を行い、次の事項を確認する。なお、当該会議は町監督員が主催する。

- ・ 設計図書（設計趣旨、工事概要、現場説明書、工事施工における留意点・注意点 ほか）
- ・ 事務手続要領
- ・ 工事場所の状況（現地踏査）
- ・ その他必要な事項

3．工事実施工程表の作成及びその周知

受注者等は、工事を円滑に進めるために工事実施工程表を作成し、関係者への周知に努めなければならない。

(1) 実施工程表の作成、提出

全体・月間・週間の各種実施工程表を作成し、町監督員の承諾を得なければならない。当該工程表が承諾されない場合は、工事施工は認められない。（詳細は事務手続要領(4.(12))による。）

なお、各種実施工程表は町監督員から関係者に提示され、工程の周知が図られる。

各種実施工程表の作成にあたっては次の点に留意する。

- ① 各工程における検査予定日を記載する。なお、当該検査は町監督員が実施する。
- ② 竣工検査については、予備検査と本検査（現場検査、書類検査）の予定日を記載する。なお、予備検査は町監督員、本検査は町建設課長が実施する。

(2) 週間工程表等の掲出

週間工程表等を工事敷地の内外の見やすい場所に掲出し、工事内容等の周知に努める。（詳細は、事務手続要領(4.(12))による。）

4．工事説明会への対応

受注者等は工事着手に際し、町が開催する各種の工事説明会*に出席し、工事の工程及び内容等の説明を行なう。又、町監督員の指示に従い、工事説明会に関する文書・資料を作成するとともに、工事説明会の開催に関する案内を町監督員の指定する場所に掲示する。

受注者等は、関連法令等及び下記の事項に基づき総合施工計画書(又は仮設計画書)を作成し、現場着手の2週間前までに町監督員に提出する。(詳細は、事務手続要領(4.(14).①)による。)

仮設計画の作成に当たっては、事前に施設管理者・町監督員・受注者等の三者による協議を実施し、施設運営及び施設利用者への配慮について十分な検討を行う。

工事敷地の周辺道路が通学(通園)路となっている場合は、その規制内容及び通学(通園)の実態を事前に調査し、生徒・児童の登下校時の安全確保に努める。

当該計画は、周辺道路や近隣施設等の交通安全を確保するために、下記の事項に留意し作成する。特に学校園施設における工事にあつてはより一層の配慮が求められる。

- ・ 工事車両の通行経路
 - ・ 敷地及び建築物の工事用出入口の位置
 - ・ 仮囲いの設置位置
 - ・ 作業員の動線
 - ・ 交通整理員の常時配置
- など

上記②項の他、建設資材の搬出入時、大型車両通行時及び足場組立・解体時等においては町監督員と協議のうえ、交通整理員を適切に配備する。

工事敷地の周辺道路における工事関係車両の路上駐車は、いかなる時間帯においても一切認めない。

① 工事期間中は、現場及び周辺の防犯対策、安全対策には十分に留意し、工事用出入口には交通整理員及び保安要員を配置する。

③ 工事に伴い、消防設備や機械警備設備等に安全管理面での影響が予測される場合は、消防署・警備会社等と事前に十分な協議を行い、その指示・指導に基づく対策を講じた後でなければ工事に着手できない。又、それらの協議・対策の内容を書面にまとめ、工事着手までに町監督員に報告する。

万一トラブルが発生した場合は、速やかに町監督員に連絡し、その指示に従い対応する。
なお、トラブルの解決は受注者等の責任において行うものとする。

(4) 周辺施設の養生

周辺施設の養生は十分に行い、万一損傷を与えた場合は受注者等の責任において速やかに原形に復する。

(5) 危険物の管理

トルエン・酢酸エチル又はメタノールを含有するシンナー類、接着剤、塗料及びシーリング材等については、その保管場所を仮設計画に定め、厳重に保管・管理する。なお、盗難事故があった場合は速やかに町監督員に報告する。

(6) 仮施設用地

仮施設(仮設事務所、工事車両用駐車場 等)の用地として工事敷地内を使用した場合は、使用後に原型に復する。

6. 工種別施工計画書の作成・承諾に関する留意事項

- (1) 受注者等は、設計図書に定める各種工事の施工計画書を作成し、各種工事の施工着手の2週間前までに町監督員の承諾を得る。(詳細は、事務手続要領(4.(14).②)による。)
- (2) 町監督員による施工計画書の承諾が必要な工事で、町監督員の承諾を得ていない工事は施工に着手できない。

7. 施工上の留意点

工事受注者等は、工事施工に関しては以下の事項に留意する。

(1) 設計内容の確認

- ・ 総合施工計画書の作成に先立ち、図面及び参考数量明細書を基に現地において、工事敷地周辺状況、工事内容及び施工数量等の確認調査を行う。
- ・ 上記調査の結果、設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合は、町監督員と協議する。(詳細は、公共建築工事標準仕様書(1.1.8)及び公共建築改修工事標準仕様書(1.1.8)による。)

(2) トラブル対応

施設管理者・施設利用者及び周辺住民等とのトラブルは厳に慎み、万一トラブルが発生した場合は速やかに町監督員に報告する。なお、トラブルの解決は受注者等の責任において行うものとする。

(3) 廃棄物の適正処理

建設中に発生する廃棄物は、関係法令に則り申請・届出を行うとともに、適正に分別及び処理を行う。特に、特定建設資材等のリサイクルや建設発生土等の処理については特に注意を要する。

(4) 足場の性能

特記仕様書に従い、適切に架設する。

(5) 機械警備への配慮

現場施工を夜間・休日に行う場合は、施設管理者・警備会社・町監督員等と十分協議し、機械警備に支障の出ないように努める。また、現場施工に伴う施錠管理(機械警備含む)は受注者等の責において行なうものとする。

(6) 消防設備の代替設備の設置

工事に伴い消防設備の代替設備が必要になった場合は、町監督員の指示に従い適切に対応する。

8. 工事写真撮影・作成に関する留意点

工事写真の撮影及び作成については、事務手続要領(別紙2(工事写真帳作成要領))による他、以下の事項に留意する。

(1) 工事写真進捗に関する写真記録

① 施工前写真の撮影

施工前の状態を撮影し、現場施工に着手する前に町監督員に点検を受ける。

② 定点撮影

工程写真等の他に、工事全体の進捗状況を記録するために定点撮影を行う。撮影ポイントは町監督員の指示する場所とし、撮影回数は月1回程度とする。写真は工事月報とともに提出する。

9. 申請手続き等について

関係諸官庁等への申請・届出は速やかに行うものとし、下記の事項については特に留意する。
なお、それに要する費用は工事受注者の負担とする。

- ・ 町環境保全条例の指定建設作業に該当する工事を行なう場合。
- ・ 大型車両等の通行に係る道路交通法関係手続きが必要な場合。
- ・ 消防設備に関する届け出が必要な場合。
- ・ 夜間機械警備に関するもの。

10. 工事費の算出(数量明細書の取扱い)

入札図書の一部として提供する数量明細書は、工事費算出の際の参考として供するものである。
なので、工事費の算出はあくまで町が提示する設計図書及び現場調査を基に行う。

11. その他

(1) 製本図面の提出

契約締結後に、二つ折り製本図面(A3判縮小版 2冊)を町監督員に提出する。

(2) 携帯電話の携行(現場代理人)

現場代理人は町監督員との連絡調整のため、携帯電話を常時携帯することが望ましい。

(3) 町監督員事務所

該当工事においては当該事務所を設置し、下記図書及び備品類を常備する。なお、準備する図書・備品類の詳細は町監督員と協議において決定する。

① 常備図書 下記図書を町監督員事務所に常備する。

- ・ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編・電気及び機械設備工事編)最新版
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編・電気及び機械設備編)最新版

- ・ 建築工事監理指針(建築工事編・電気及び機械設備工事編)最新版
- ・ 建築工事標準詳細図 最新版
- ・ 営繕工事写真撮影要領(最新版)・同解説/工事写真の撮り方(建築編、建築設備)

② 常備備品類

下記の物品を町監督員用備品として町監督員事務所に常備する。

- ・ 懐中電灯、安全帯、手鏡、打診棒、コンベックス(5m物)、軍手、タオル等
- 上記の他、検査に必要な器具類一式

(4) 竣工図等の提出

工事の竣工に際しては竣工図等を作成し、町監督員に提出する。成果品の提出要領は下表のとおり。(詳細は、事務手続要領(4.(41).②)による。)

提出図書類	竣工図	施工図
A3判縮小版 二つ折り製本	2部	1部
電子データを保存したCD-R(又はDVD) (原則、CADデータとするが、それが無いものは PDFデータで可)	一式	一式

(5) 工事関係書類の提出(竣工時)

竣工時における工事関係図書は、事務手続要領(5.竣工図書の提出方法)に従い、工事引渡し書とともに遅滞なく町監督員に提出する。なお、工事関係書類の提出が完了しない場合は、工事請負金請求書を提出できない。

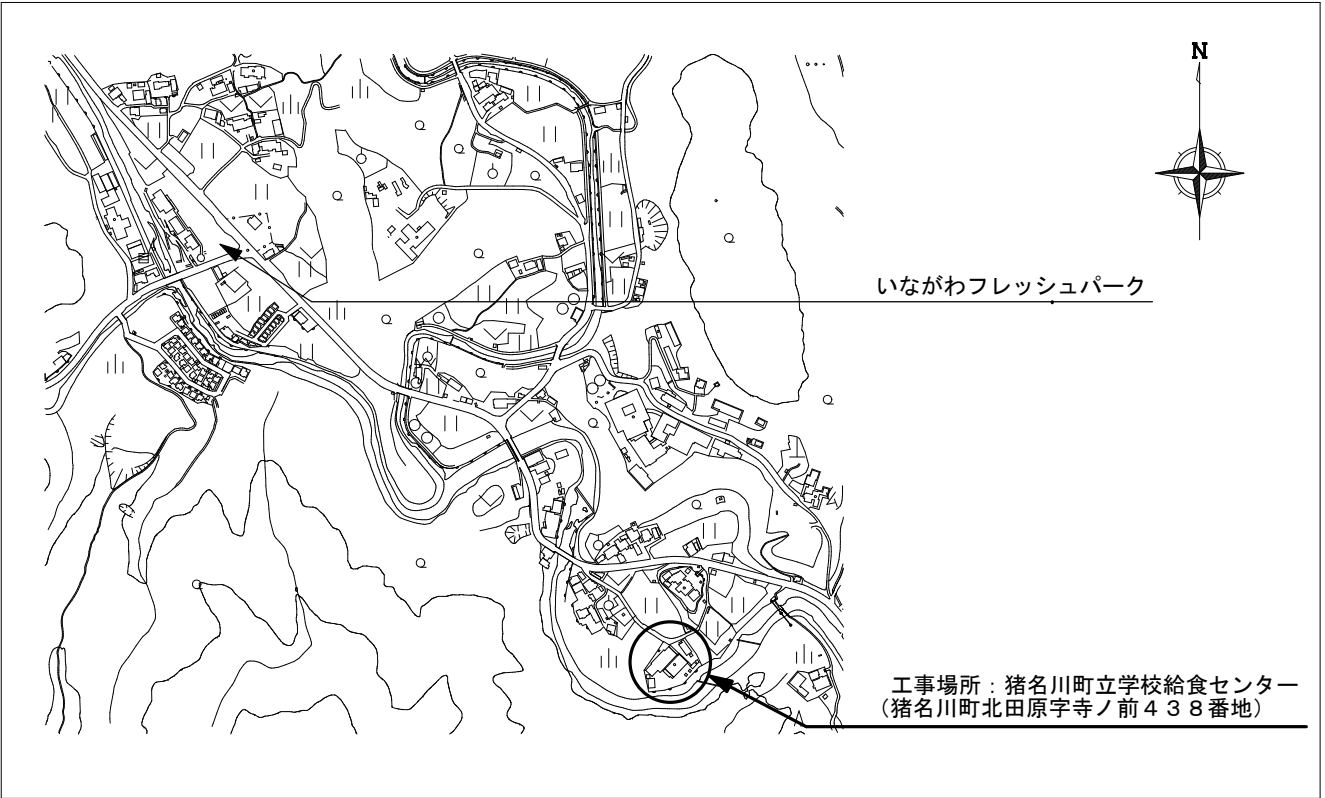
事務手続きの詳細については、町監督員の指示による。

以上

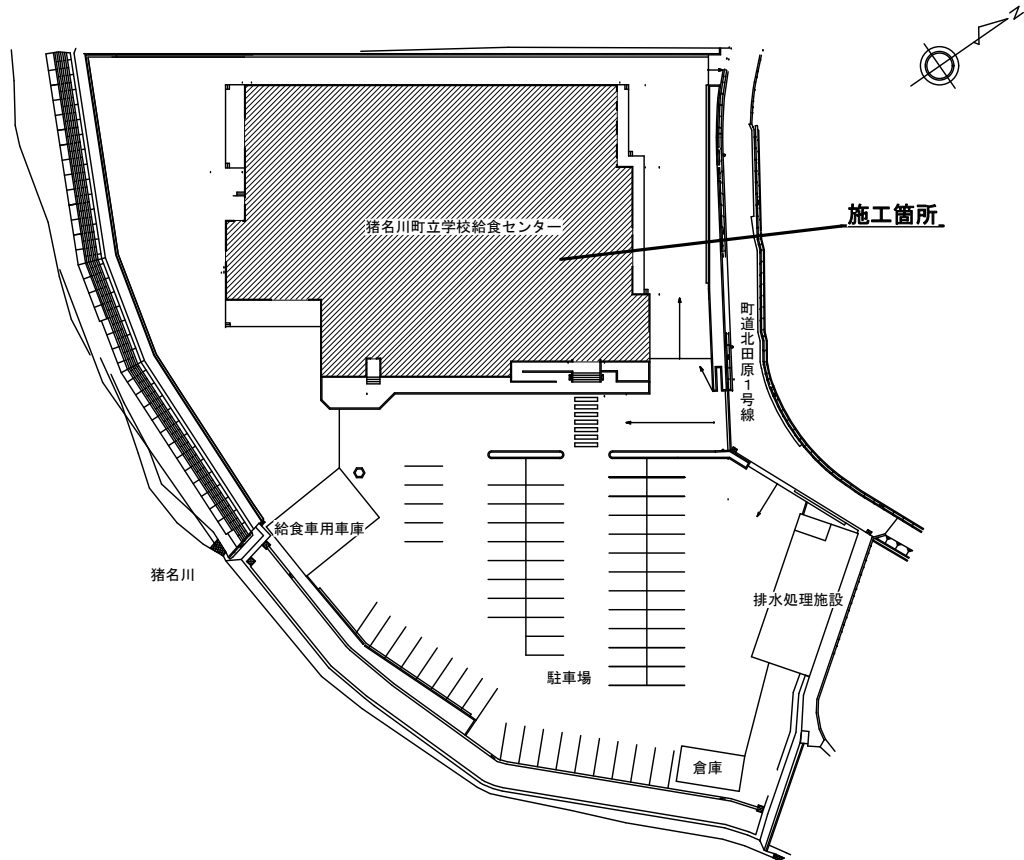
Ⅰ. 工 事 概 要			
１）工事名称	猪名川町立学校給食センター太陽光発電設備修繕工事		
２）工事場所	猪名川町北田原寺ノ前４３８番地		
３）工事種目	１. 電気設備工事 （１）太陽光発電設備（パワーコンディショナ等）更新工事 一式		
Ⅱ. 建 築 工 事 改 修 仕 様			
１. 共通仕様			
（１） 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」（以下、「改修標準仕様書」という）、猪名川町「建設工事受注者事務手続要領」による。ただし、改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」（以下、「標準仕様書」という）又は、「建築物解体工事共通仕様書（最新版）」（以下、「解体共通仕様書」という）による。 本工事に電気設備工事及び機械設備工事を含む場合、その仕様はそれぞれの工事仕様書を適用する。			
（２） 工事に関する事務手続きは原則「建設工事受注者事務手続要領」による。			
２. 特記仕様			
（１） 項目は、番号に○印のついたものを適用する。			
（２） 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。			
（３） 標準仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法を明示している場合において、それらが関係法令の改正等により（条例を含む）抵触する場合には、関係法令等の遵守（1.1.13）の規定を優先する。			

章	項 目	特 記 事 項
Ⅰ 一 般 共 通 事 項	①. 一般事項	・ 工事施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合は、監督職員に報告の上、指示に従うこと。 ・ 受注者は監督職員と随時打合せを行い、工程の確認、調整及び工事の円滑な進捗はかること。
	２. 優先順位	本工事は下記の図書を適用するが、内容に不一致がある場合の優先順位は下記のとおりとする。 （１）質疑応答書（追記事項を含む）（２）現場説明書（３）特記仕様書 （４）図面（５）改修標準仕様書（６）標準仕様書
	３. 施工条件	工期中 ・ 執務並行改修 ・ 建物全館無人改修
	④. 電気保安技術者等	○ 適用する
	５. 発生材の処理等	・ 特定管理産業廃棄物 ・ 廃石綿等 （ ） ・ PCB含有物 （ ） ・ 再資源化を図る発生材は、アスファルト塊、コンクリート塊、木材とする。 処分地は再資源化を行っている中間処理場とする。
	６. 環境への配慮	ホルムアルデヒドの放散量が「規制対象外」に該当する材料とは以下のものとする。 １）ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆品 ２）建築基準法施行令第２０条の７第４項による国土交通大臣認定品

章	項 目	特 記 事 項
Ⅱ 仮 設 工 事	①. 足場その他	足場を設ける場合、（２. ２. １（b））による。 ほか、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準（厚生労働省平成24年2月）」における２の（２）手すり据置方式又は（３）手すり先行専用足場方式により行うこと。 ・ 外部足場 ・ 枠組本足場（荷揚足場） ・ 単管本足場 ・ くさび緊結式足場 ・ 移動足場 ・ ゴンドラ ○ クレーン（荷揚用）建物最高高さ7.25m ・ 内部足場 ・ 脚立足場 ・ 棚足場 ・ 吊足場
	２. 監督員事務所	・ 設ける 規模（ ）m2程度
	３. 工事用水	構内依存の施設 ○ 利用できる（○ 有償 ・ 無償 ）
	４. 工事用電力	構内依存の施設 ○ 利用できる（○ 有償 ・ 無償 ）
	５. 交通整理員	○ 配置する



位置図



配置図

猪名川町まちづくり部建設課	課 長	主 幹			製 図	事業名／工事名	委託/工事No.	日付	作成	R08.06.15	図 名／縮 尺	図面分類/No.
					吉田	猪名川町立学校給食センター太陽光発電設備修繕工事	08猪建第04号		修正		特記仕様書・位置図・配置図	01
									修正			

太陽光発電設備（全量売電20kw）特記仕様 ※参考（竣工時）

1. 一般事項

関西電力の電力系統連系ガイドライン及び系統連系規程に沿って全量売電

2. システム概要（右図参照の事）

連系する電力系統：低圧一般配電線（単相三線 210v/105v 60Hz）
設備容量：太陽電池容量 22.44kW相当 ハウコデ'イ'容量 10kW×2台
計測監視設備：ラプラス「Solar Link ZERO」日射量 気温 測定

3. 納入機器範囲

No.	機 器 名	仕 様	数 量	備 考
1.	太陽電池モジュール	多結晶太陽電池255W	88枚	0.255kw×88＝22.44kw
2.	太陽電池取付金物	下記参考図による	1式	溶融亜鉛メッキ JIS H86541
3.	交流集電盤	3P50A 2回路	1台	屋外型（SUS）
4.	引込み開閉器盤	10kW 接続箱付	2台	屋外型（J-ケ標準）
5.	パワーコンディショナ		2台	
6.	計測監視装置		1式	ラプラス「Solar Link ZERO」
7.	日射計		1台	
8.	気温計	測温抵抗体	1台	
9.	ディスプレイ表示装置	24型	1台	液晶モニター壁付金物共

4. 試運転・完成検査項目

	太陽電池・集電盤	ハウコデ'イ'	計測監視装置	表示装置	配線ケーブル
外観・構造試験	○	○	○	○	○
絶縁抵抗試験	○注	○注			○
絶縁耐圧試験	○注	○注			
保護装置特性		○注			
動作確認試験		○	○	○	

注）現地試験は省略し、工場試験成績書にて承認して頂くものとします。

太陽光発電設備（全量売電20kw）システム構成図（更新後）

太陽光発電設備（参考架台詳細図）

機器配置図 S=1/100

猪名川町 まちづくり 部建設課

課長

主幹

副主幹

担当

製図

事業名／工事名

委託／工事番号

備考

作成日付

R08.06.15

図名

太陽光設備図

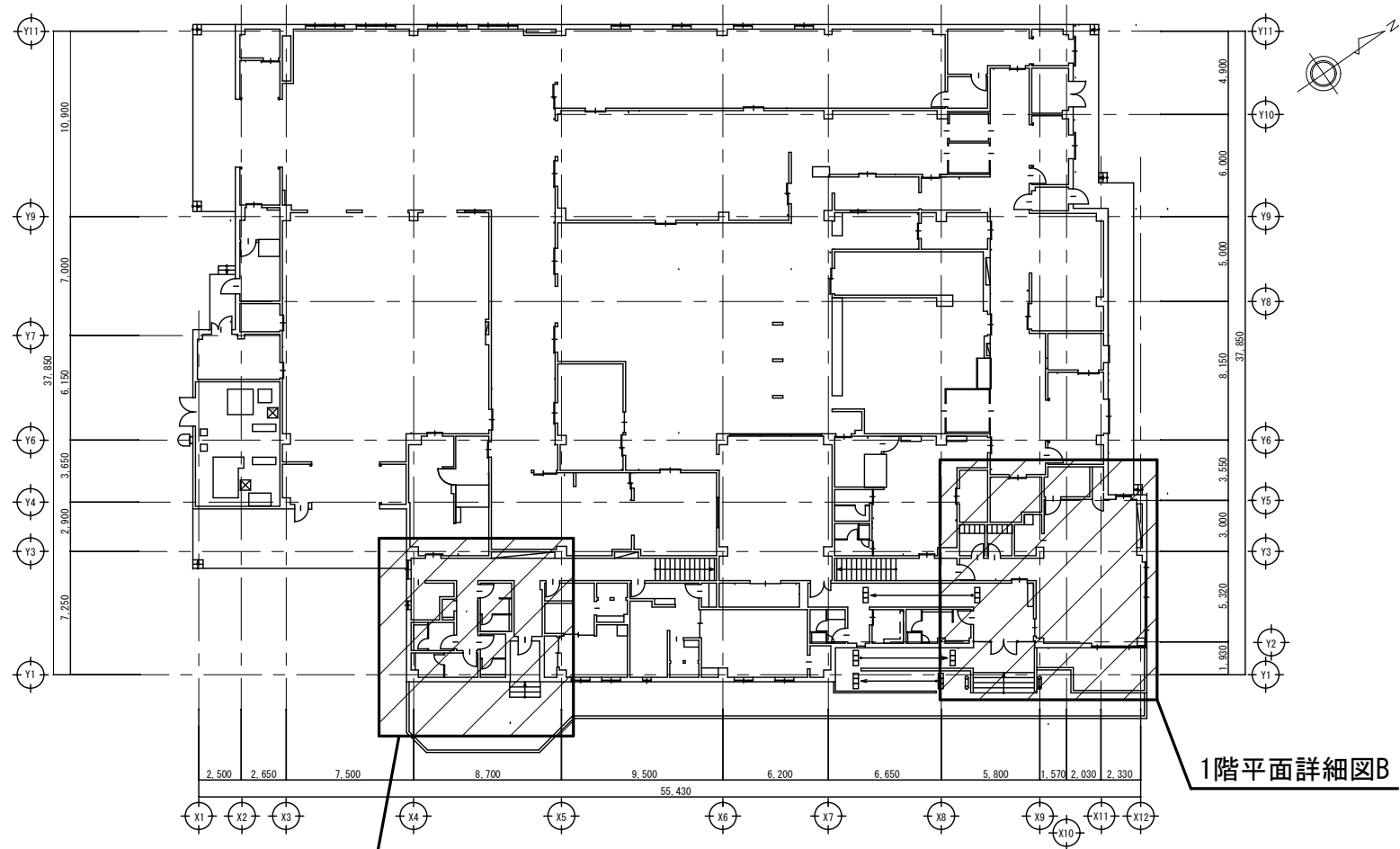
縮尺

(A1判) 1/100, (A3判) 1/200

図面分類/No.

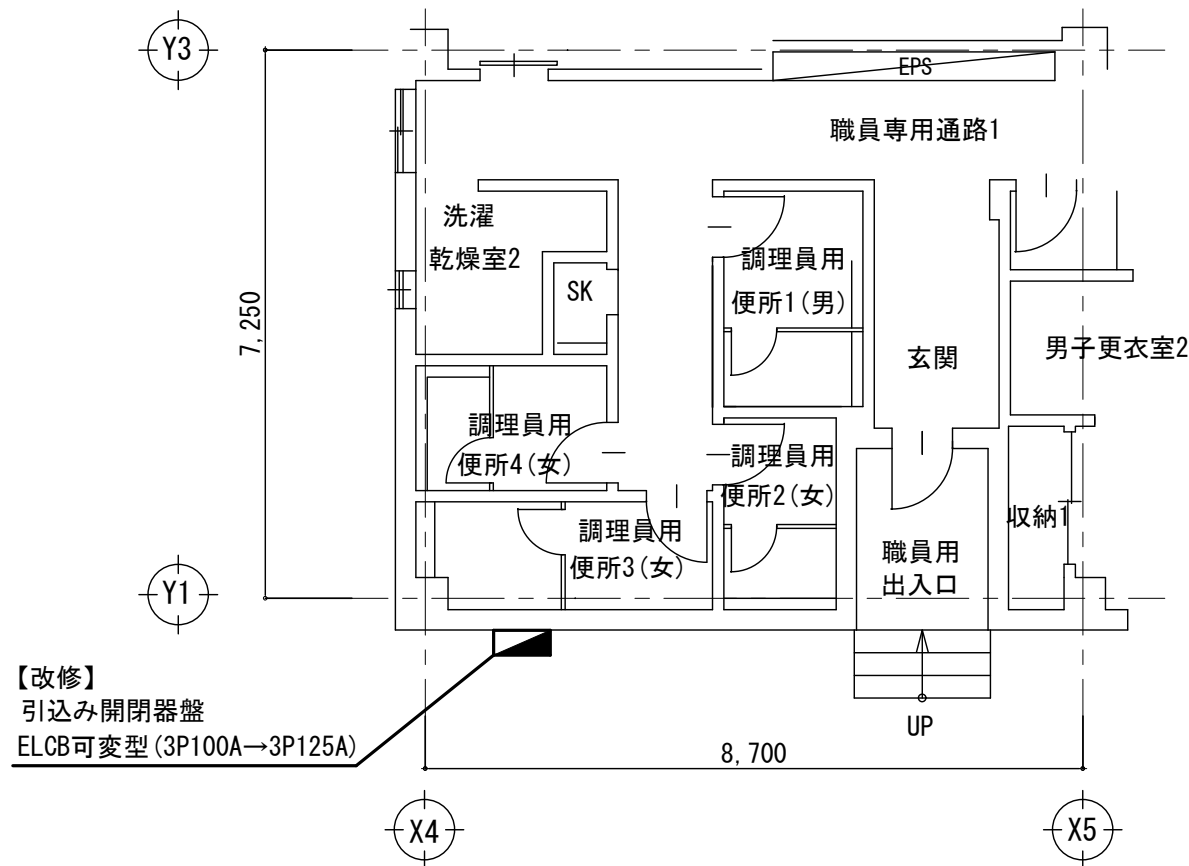
02

1階平面全体図 S=1/200



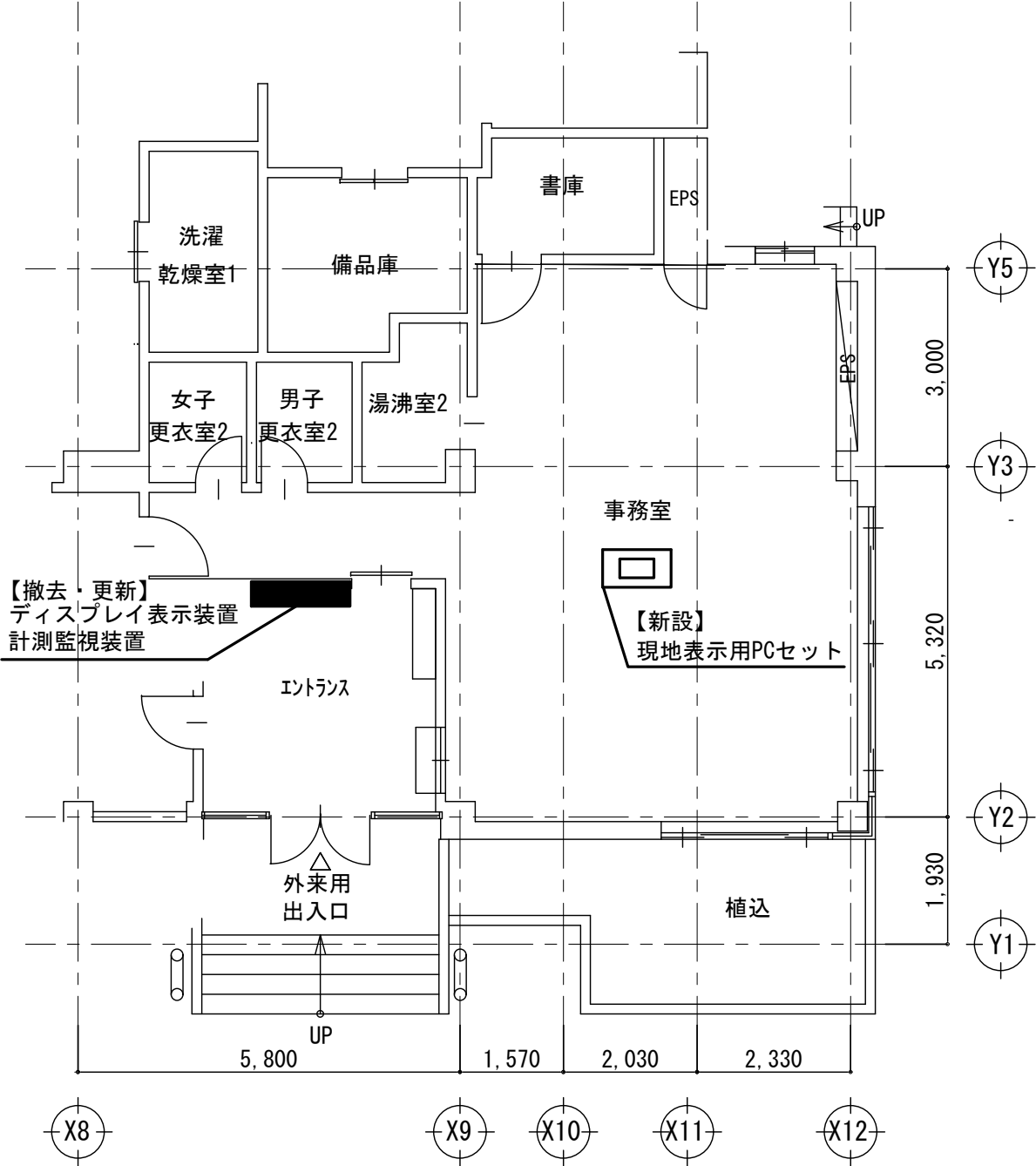
1階平面詳細図A

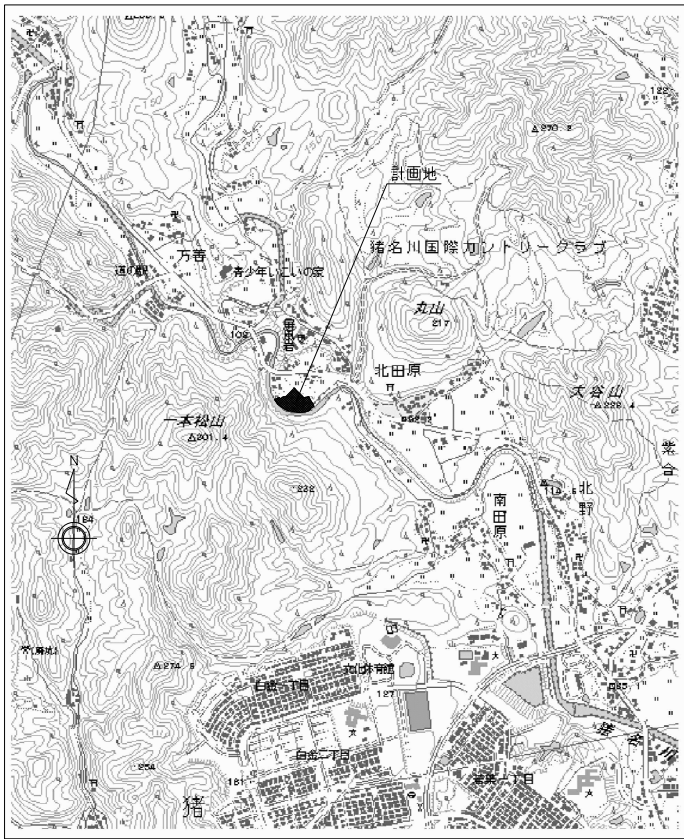
1階平面詳細図A S=1/50



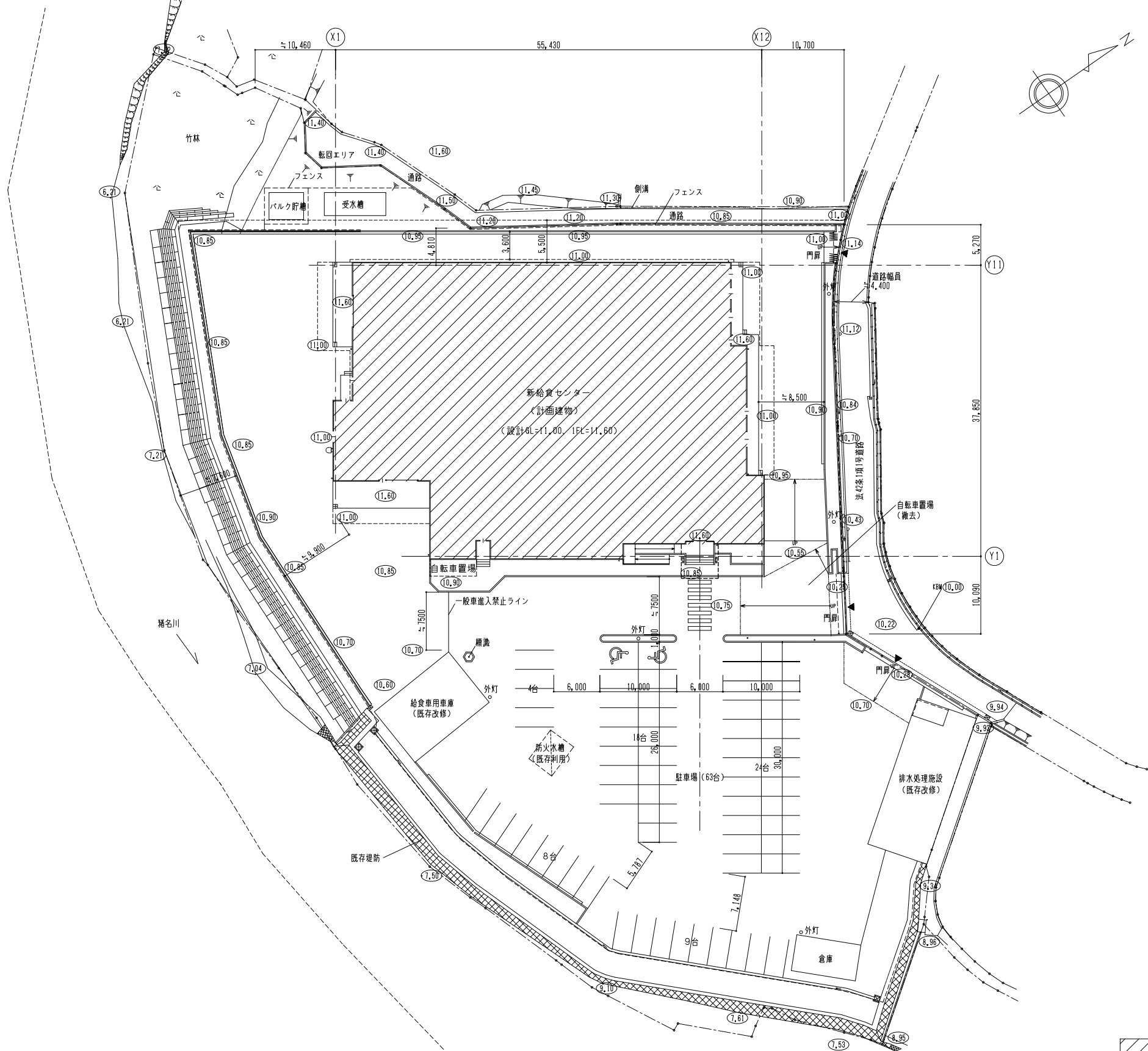
1階平面詳細図B S=1/50

- ※凡例 更新対象箇所
-  引込み開閉器盤 ELCB可変型(3P100A→3P125A)
 -  ディスプレイ表示装置 計測監視装置
 -  現地表示用PCセット (既設PCから切替、設置箇所の詳細については別途協議)





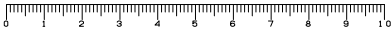
付近見取図

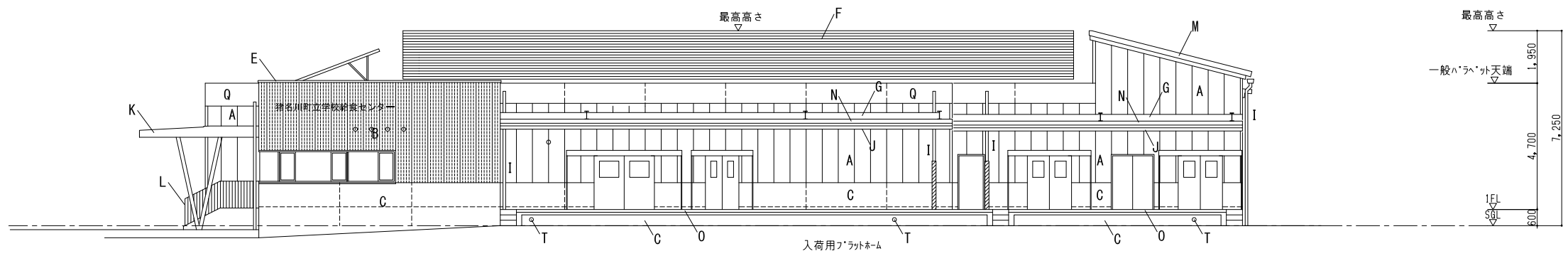


配置図 S=1/300

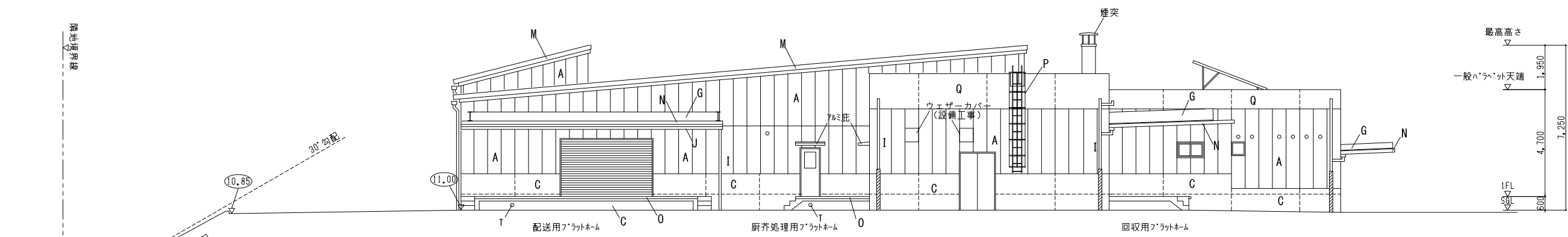
- 計画建物を示す
- フェンス (h1500)
- 地盤レベルを示す

特記	設計番号 M1204K	作成日付 訂正	工事名称 猪名川町立学校給食センター施設整備工事	総括責任者 橋本康史 1級建築士 232516号	担当者	図面番号 04	図面名称 付近見取図・配置図	縮尺 1/300	株式会社 浦野設計 関西支社 神戸事務所 URANO ARCHITECTS & ENGINEERS 一級建築士事務所 兵庫県知事登録 第01A00188号	管理建築士 浦野基宏 1級建築士 307889号

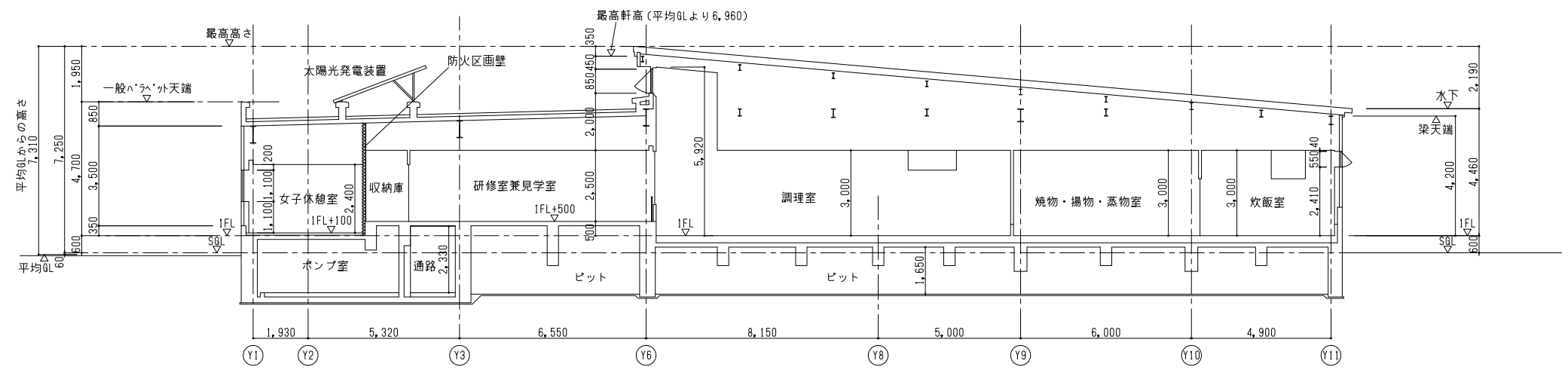




北東立面図 S=1/100



南西立面図 S=1/100



B断面図 S=1/100

特記	設計番号 M1204K	作成日付 訂正	工事名称 猪名川町立学校給食センター施設整備工事	設計責任者 熊本源史 1級建築士 232516号	担当者	図面種類 A 12	縮尺 1/100 立面図2・B断面図	株式会社 浦野設計 関西支社 神戸事務所 URANO ARCHITECTS & ENGINEERS 一般建築士事務所 兵庫県知事登録 第01A00188号	管理建築士 浦添嘉宏 3級建築士 307889号

